

協議会概要について（説明資料）

1 これまでの経緯（参考資料1参照）

平成28年5月13日協議会設立

平成28年9月2日（第2回協議会）

- ・令和2年度を目標に「取組方針」を作成

平成30年7月25日（第4回協議会）

- ・水防法の法定協議会に制定
- ・「緊急行動計画」を取組方針に反映

令和2年7月22日（第7回協議会）

- ・令和3年度以降も取組方針を継続

2 今後の予定（参考資料2参照）

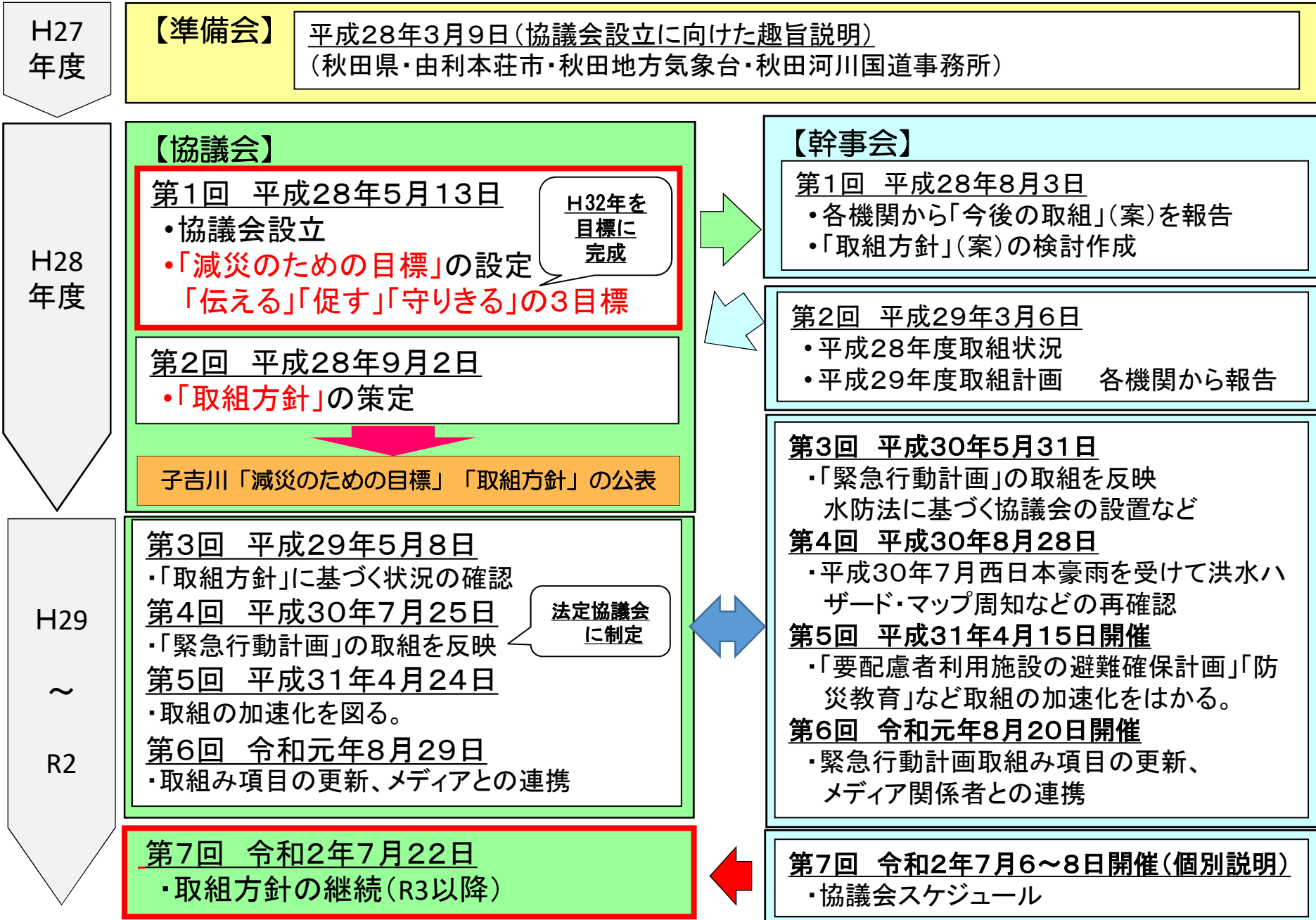
- ・「緊急行動計画」の危機管理型ハード対策は令和2年度までにおおむね完了
- ・令和3年度以降も「地域の取組方針」を作成し、避難・水防対策の充実を図る
- ・減災対策協議会の「地域の取組方針」を流域治水協議会に位置づけ

3 協議事項

1) 規約改定案・・・【資料－1】

- ①直轄河川子吉川と由利地域県管理河川を統合するため、協議会名称及び規約を改定する。
- ②鉄道事業者との連携を強化するため、鉄道事業者を構成員に加える。

子吉川大規模氾濫時の減災対策協議会（開催経緯）



- 水防災意識社会の実現に向け、令和2年度を目標として、円滑かつ迅速な避難・被害軽減のための取り組み等について「緊急行動計画」として取りまとめ着実に推進してきた。このうち、危機管理型ハード対策については、令和2年度までにおおむね完了の見込みとなったところ。
- 緊急行動計画に含まれていた避難や水防対策については、引き続き、大規模氾濫減災協議会において「地域の取組方針」を作成するとともに、これを各河川で進められている「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

水防災意識社会の再構築（大規模氾濫減災協議会 国管理河川129協議会）

